

加賀市除雪オペレーター育成支援事業補助金交付要綱

令和6年10月10日
告示第122号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における持続可能な除雪体制の構築や、冬期間の安全安心な道路交通の確保を図ることを目的として、市が管理する道路等(以下「市道等」という。)の除雪業務に従事する者(以下「除雪オペレーター」という。)を育成する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類等)

第2条 前条の規定による事業の種類、補助対象経費及び補助金の額等は、別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、補助対象事業を行う年度の前年度までに本市と除雪業務に関する業務委託契約を締結した法人又は町(内)会とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助対象事業者に属する除雪オペレーターは、当該補助金の交付を受けた年度から3年以上、市道等の除雪業務(大型特殊免許及び車両系建設機械運転技能を必要とする作業に限る。)に従事しなければならない。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年度分の補助金の交付から適用する。

別表(第2条関係)

事業の種類等

事業の種類	補助対象経費	補助金の額	備 考
加賀市除雪オペレーター育成支援事業	補助対象事業者に属する者であって、補助金を交付する年度の4月1日時点で満65	補助金の額は必要と認める額とする。補助率は補助対象経費の2分の1以内と	同一年度における1補助対象事業者当たりの、補助対象となる除雪オペレーターの人数の上限は、2人

	歳未満であるものが、当該年度の4月1日から11月30日までの間に受講し、及び修了した次に掲げる講習に係る費用について、当該補助対象事業者が負担したもののうち当該各号に定めるもの (1) 大型特殊免許の取得のために必要な講習に係る費用のうち、次に掲げるもの ア 自動車学校への入学金 イ 適正検査料 ウ 技能講習料 エ 教本代 オ 写真代 カ 検定受験料 (2) 車両系建設機械運転技能講習に係る費用のうち、次に掲げるもの ア 講習会受講費 イ テキスト代	し、除雪オペレーター1人当たり7万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。	とする。
--	--	--	------